国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の 次期中長期目標策定(第1回)

令和4年11月22日原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「QST」という。)の次期中長期目標期間における中長期目標、評価軸及び評価軸と関連する指標(以下「次期中長期目標等」という。)(いずれも原子力規制委員会共管部分)の案について、原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会から意見聴取することの了承について諮るものである。

2. 背景

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。) 第35条の4第1項及び第2項に基づき、文部科学大臣及び原子力規制委員会 (以下「主務大臣」という。)はQSTの次期中長期目標期間における中長期 目標を本年度内に策定する必要がある。(参考1)

通則法第35条の4第4項に基づき、主務大臣は、中長期目標の策定に当たって研究開発に関する審議会から意見を聴くこととされている。このため、原子力規制委員会においては、原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会から意見聴取しなければならない。(参考1)

また、独立行政法人の目標の策定に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定)において、主務大臣は、中長期目標策定時に研究開発に関する審議会の意見を踏まえ適切な評価軸を設定するとともに、評価軸と関連する指標として、評価・評定の基準として取り扱う指標(評価指標)と正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標(モニタリング指標)を示すこととされている。

3. 次期中長期目標等(原子力規制委員会共管部分)の案

次期中長期目標(原子力規制委員会共管部分)の案について、主務大臣が本年8月に作成した「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の見直し内容について」(別添1)、本年度第49回原子力規制委員会(令和4年11月2日)における原子力規制委員会とQSTの意見交換等を踏まえて、別紙1のとおり作成した。

あわせて、評価軸及び評価軸と関連する指標(以下「評価軸等」という。)

の案について、別紙2のとおり作成した。

なお、現行(第1期)中長期目標と評価軸等(平成28年度から令和4年度まで)からの変更点は、別添2-1及び別添2-2のとおりである。

ついては、別紙1及び別紙2について、通則法第35条の4第4項に基づき、原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会に意見聴取を行うことについて了承いただきたい。

4. 今後の予定

令和4年12月中旬 原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会量子

科学技術研究開発機構部会¹において、<u>次期中長期</u>

目標等(原子力規制委員会共管部分)の案につい

て審議

令和5年 1月中旬 原子力規制委員会において次期中長期目標等(原

子力規制委員会共管部分)の協議案を決定

2月上旬 主務大臣が次期中長期目標案について、総務省独

立行政法人評価制度委員会に意見聴取するととも

に、財務大臣へ協議

※協議において、修正があれば内容に応じて対応

した後に、また修正がない場合は協議案のまま

で、次期中長期目標を決定

2月下旬 主務大臣からQSTに次期中長期目標を指示

3月上旬 QSTから主務大臣に次期中長期計画案を提出

3月下旬 原子力規制委員会において、次期中長期計画(原

子力規制委員会共管部分)を認可することの決定

3月下旬 主務大臣が次期中長期計画を認可

<別紙、別添、参考>

別紙1 次期中長期目標(原子力規制委員会共管部分)の案

別紙2 評価軸及び評価軸と関連する指標(原子力規制委員会共管部分)

の案

別添 1 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の見直し内容につ

いて (原子力規制委員会共管部分)

¹ 原子力規制委員会国立研究開発法人審議会令(平成27年政令第199号)第5条第1項により、量子科学技術研究開発機構部会を置いており、同第5条第6項により、審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

- 別添 2 1 現行(第 1 期)中長期目標(原子力規制委員会共管部分以外)の 原子力規制委員会関係の記載と次期中長期目標における該当部 分の検討状況
- 別添 2 2 次期中長期目標等 (原子力規制委員会共管部分) の案の現行 (第 1 期) 中長期目標等からの変更点
- 参考1 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)
- 参考 2 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が達成すべき業務 運営に関する目標(中長期目標)(原子力規制委員会共管部分)

次期中長期目標(原子力規制委員会共管部分)の案

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

本法人は、原子力規制委員会の技術支援機関(TSO)として、放射線影響及び被ばく医療に係る分野の研究並びに原子力災害対策に取り組むことが期待される。その際には、東京電力福島第一原子力発電所事故対応を教訓とした取組の推進を期待する。また、原子力規制委員会により「基幹高度被ばく医療支援センター」に指定(平成31年4月1日)されていることから、「原子力災害対策指針」(平成24年10月31日原子力規制委員会決定、令和4年7月6日一部改正)に基づき、原子力災害医療体制の充実に向けて、被ばく医療に関する技術開発・技術支援や人材育成に取り組むことも期待される。

Ⅱ. 中長期目標の期間

中長期目標の期間は令和5年(2023年)4月1日から令和12年(2030年) 3月31日までの7年とする。

- Ⅲ、研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
- 2. 放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築

(1) 放射線影響に係る研究と福島復興支援

技術支援機関として、放射線による健康リスクの評価に係る知見をより充実させるための研究を進め、当該研究分野の人材育成に取り組む。

低線量放射線被ばくによる人の健康への影響について、より信頼性の高い被ばくリスクのモデルの構築に資する研究を行う。

環境中の放射性核種の動態、環境放射線の水準や医療及び職業被ばく等の実態のより精確な把握・評価に取り組み、放射線防護・規制の向上に貢献する科学的な知見を創出する。

放射線防護に関する国際機関との緊密な連携を進めるとともに、国際的議論 に貢献する知見の提供に取り組む。放射線被ばくについて正確な情報を国民に 広く発信する。

福島県及び周辺地域の関係機関との連携等により、放射線科学の研究開発や 復興支援に協力するとともに、放射線の影響等について、わかりやすい情報発 信と双方向のコミュニケーションに取り組む。

(2) 被ばく医療に係る研究

技術支援機関として、人体の線量評価手法の開発・高度化を含む被ばく医療に係る研究の推進及び当該研究分野の人材育成に取り組むとともに、基幹高度被ばく医療支援センター等として得られた経験・成果をさらに発展させ、社会に還元する。

線量評価手法の開発・高度化について、社会実装を見据えた物理学及び生物学的評価手法の最適化・標準化を進めること等により、原子力災害医療体制の機能強化に貢献する。

国内外の専門研究機関・医療機関等との連携や共同研究を促進することにより、被ばく医療のための診断や治療の高度化につながる研究を行う。

(3) 基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての原子力災害対策の向上等と人材育成

原子力災害医療の中核機関として、自らの対応能力の維持・向上に取り組む。 我が国の原子力災害医療体制全体における中心的・先導的な役割を担い、同体 制のより効果的な運用に資する人材育成・技術開発・技術支援に取り組む。

基幹高度被ばく医療支援センターとして、各地の高度被ばく医療支援センター等において指導的役割を果たすことのできるような高度専門人材の計画的な育成ができる体制を構築・維持するとともに、研修体制・内容の充実化を行う。また、緊急時においては被ばく医療を実施する機関への支援を行うとともに、平時から各組織・専門家との連携体制を構築する。

原子力災害等の指定公共機関として、平時の訓練や研修等を通じて機構内の専門的・技術的水準の向上を図るとともに、緊急時における関係行政機関や地方公共団体等への適切な支援を行える体制を整備する。

技術支援機関として、原子力災害時の住民の被ばく線量推定手法の検討及び 実施体制構築の支援に取り組む等により、防護措置や事後対応策の向上に貢献 する。

評価軸及び評価軸と関連する指標(原子力規制委員会共管部分)の案

Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

2. 放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築

-: MANTANIANIO (10 DIDICE)	2. 放射線板は、から国民を引むための研究所先と社会システム情報					
中長期目標の項目	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)				
(1) 放射線影響に係る研究と福島復興支援	○放射線の健康影響に係る研究がなされているか。 ○放射線影響研究の成果が国際的に高い水準を達成し、公表されて	《評価指標》 ・放射線防護・規制に貢献する放射線影響研究による科学的知見の創出及びその提供の状況 ・国際水準に照らした放射線影響研究の成果の創出状況 ・福島県及び周辺地域の関係機関への協力の状況やわかりやすい情報発信等の状況				
	いる。 〇福島県及係に 一個域の連携等科を り、放射発や が究開発を がの で で で で で で で で で で り、放射 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	《モニタリング指標》 ・国際機関等への情報提供及び国際機関等の活動への貢献の 状況 ・メディアや講演等を通じた社会への正確な情報発信の状況 ・論文数 ・TOP10%論文数 ・知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況				

中長期目標の項目	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
	情報発信と双方 向のコミュニケ ーションに取り 組んでいるか。	
(2) 被ばく医療に係る研究	〇原のはなされて のはばなさい。 ではない。 がのはがない。 がのはがない。 では、ないるが、 のに、はいるが、 では、ない。 のに、ない。 では、ない。	《評価指標》 ・原子力災害医療の向上につながる研究成果の創出状況 ・国際水準に照らした被ばく医療研究の成果の創出状況 《モニタリング指標》 ・研究成果の原子力災害医療への活用の質的量的状況 ・論文数 ・TOP10%論文数 ・知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況
(3) 基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての原子力災害対策の向上等と人材育成	〇基幹高度被ばく 医療支援センタ 一、指定公共機 関及び技術支援 機関としての役 割を着実に果た	《評価指標》 ・基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術 支援機関としての取組の状況 ・原子力災害対策等を担う機構職員の人材育成及び原子力災 害医療体制の中でリーダーシップを発揮する高度専門人

中長期目標の項目	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
	しているか。	材の育成に向けた取組の状況 《モニタリング指標》 ・国、地方公共団体等の原子力防災訓練・研修等への参加回数及び専門家派遣人数 ・原子力災害医療体制の強化に向けた取組の質的量的状況 ・被ばく医療分野に携わる専門人材の育成及びその確保の質的量的状況
		・原子力災害対策等の改善・向上に貢献する取組の質的量的状況